

当院では非医療機関への紹介・併診は承っておりません。

各種法令により保険医療機関が行える医療行為等は厳しく制限されています。
下記の厚生省令に基づき、当院では非医療機関への紹介を承っておりません。

保険医療機関及び保険医療養担当規則

第二章 保険医の診療方針等

第十七条 (施術の同意)

保険医は、患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるという理由によって、みだりに、施術業者の施術を受けさせることに同意を与えてはならない。